

令和6年度第1回豊川市障害者地域自立支援協議会全体会 議事録

日時：令和6年7月3日（水）13時30分～

場所：ウィズ豊川 視聴覚室

出席者：10機関（敬称略）

豊川市障害者（児）団体連絡協議会

豊川市民生委員児童委員協議会

豊川市医師会

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

愛知県立豊川特別支援学校

愛知県豊川保健所

豊川公共職業安定所

豊川市教育委員会

豊川市子ども健康部

豊川市福祉部

欠席者：2機関

愛知県立宝陵高等学校

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

事務局

豊川市福祉部障害福祉課

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会 豊川市障害者相談支援センター

豊川市相談支援事業所 社会福祉法人としなが福祉会

豊川市相談支援事業所 社会福祉法人アパティア福祉会

豊川市相談支援事業所 特定非営利活動法人メンタルネットとよかわ

豊川市相談支援事業所 社会福祉法人愛知県厚生事業団

豊川市相談支援事業所 社会福祉法人若竹荘

豊川市相談支援事業所 株式会社ほっとケアネット

社会福祉法人清源会

（事務局）

開会に先立ちまして、本日の会議で使用します資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いたします。委員の皆様は事前に配布しました資料として、本日の次第、委員さんの名簿、ホチキス留めの資料1～8－5、またホチキス留めでないですけれども、補足資料として1～4がございます。また、当日資料として机の上に配布させていただきましたが、ホチキス留めの当日資料1～3と「第4次豊川市障害者福祉基本計画」のカラー刷りの「概要版資料」、「第7期豊川市障害福祉支援計画 第3期豊川市障害児福祉支援計画」の緑色の厚い「冊子」が1つと、こちらのカラー刷りの「概要版資料」がございます。過不足ございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

なお、委員の皆様には、本日の会議では使用しませんが、前回令和5年度第2回豊川市障害者地域自立支援協議会の議事録を本日配布しておりますので、ご確認ください。

また、本協議会の内容は録音をさせていただき、議事録を市のホームページに挙げさせていただきます。加えて、本日の議題の内容について、傍聴は差し支えないと思われますので、今回の会議は公開させていただきたいと思います。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、定刻前ではございますが、本日出席予定の委員様につきましては、全員お揃いですので、ただいまより、「令和6年度 第1回豊川市障害者地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず初めに、本協議会委員の改選と会長副会長の選任について事務局よりご案内させていただきます。

本協議会委員の任期は2年とさせていただいているところですが、令和6年6月30日をもって任期満了となりましたので、今回、委員を改選とさせていただいております。

お手元に委嘱状を配布させていただいておりますが、任期については、令和8年6月30日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は愛知県立宝陵高等学校様、社会福祉法人豊川市社会福祉協議会様が欠席となっておりますが、豊川市障害者地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項により、委員の過半数以上の出席があり、本協議会は成立しております。

本日が委員改選後、最初の協議会となります。協議会の設置要綱に基づき、後ほど、委員の皆様の中から会長を互選する運びとなりますので、まずは、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介の順番につきましては、事務局の勝手ながらで恐縮ですが、豊川市障害者（児）団体連絡協議会様から時計回りで、ご所属とお名前程度で、簡単をお願いしたいと思います。

※一部省略

(事務局)

皆様自己紹介ありがとうございます。

本日の会議が成立したことと、ご臨席の委員の皆様から自己紹介をいただきましたので、今から会長の選任について、ご審議をお願いいたします。

協議会設置要綱第5条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めるとあります。会長の選任について、どなたか意見はございますでしょうか。

(委員：豊川市民生委員児童委員協議会)

はい。

(事務局)

豊川市民生委員児童委員協議会様、お願いいたします。

(委員：豊川市民生委員児童委員協議会)

はい。豊川市障害者団体連絡協議会様にお願いしたいと思います。推薦します。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま、豊川市障害者団体連絡協議会様のお名前が挙がりましたが、他に意見はございますでしょうか。ご意見、特にないようですので、豊川市障害者団体連絡協議会様に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。同意される方は拍手をお願いいたします。

<拍手>

(事務局)

ありがとうございます。それでは賛成多数と判断し、豊川市障害者団体連絡協議会様を会長とし、協議会を進めさせていただきます。

早速ですが、協議会設置要綱第5条第4項により、議長は会長が務めるとありますので、豊川市障害者団体連絡協議会様には会長席に移動をしていただき、以後の進行をお願いいたします。

それでは豊川市障害者団体連絡協議会様よろしくお願いいたします。

(会長)

本日は、お忙しい中「令和6年度 第1回豊川市障害者地域自立支援協議会」にご出席していただきまして、ありがとうございます。本日は、各部会の報告など多々ございますので、早速ですが、会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは議題に入りますが、まずは、設置要綱第5条第3項の規定により、副会長は会長が指名するとありますので、私としては、豊川市福祉部様に副会長をお願いしたいと思いますが、豊川市福祉部様よろしくお願いいたします。

(委員：豊川市福祉部)

はい。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは議題に入ります。議題3と4の報告事項についての進行は、副会長の豊川市福祉部様にお願いします。豊川市福祉部様よろしくお願いいたします。

(副会長)

はい、それではよろしくお願いいたします。

議題3と4の報告事項につきまして、初めに豊川市障害者地域自立支援協議会運営委員会の運営委員長さんから、先日行われた運営委員会の概要についてご説明をお願いいたします。

(運営委員長)

よろしくお願いいたします。

運営委員会委員長から、6月5日に行われました運営委員会の概略について、口頭で報告をさせていただきます。

自立支援協議会専門部会及びテーマ別会議より、令和6年度の活動計画が書面にて示され、障害福祉課からは豊川市障害福祉支援計画・障害児福祉支援計画と計画相談実績、障害者虐待通報件数について報告がされました。

また、本年度の今後の運営委員会の進め方について協議し、出席された委員からは、それぞれの立場で感じられている課題や、協議会の取り組みに対するご意見等をいただきました。

具体的には、医療的ケア部会における医療的ケア児の支援の取り組みについて。ライフステージの移行期の支援の目安となるロードマップの作成が計画されているが、障害児の支援について、例えば、子ども部会等、部会をまたいで連携ができないか。という意見。地域生活部会における取り組みについて。地域生活支援拠点に求められる機能のうち、体験の場を検討するとあるが、手帳のない引きこもりの方の支援を検討する中で、障

害のない方についても、対応することはできないか。という意見。障害分野と高齢分野との間での連携した対応を考える中で、社会福祉協議会の各地区福祉相談センターのコミュニティソーシャルワーカー。いわゆるCSWにも声掛けをいただければ対応していきたい。などのご意見をいただきました。

いただいたご意見を生かし、協議を重ね、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域づくりの礎になるように、運営方法の改善に取り組んでまいります。詳しい報告は、この後事務局から報告させていただきます。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

(副会長)

ありがとうございます。

では、議題に沿って順番に進めていきたいと思いますが、進め方は、議題3と4の報告事項をまとめて事務局の方から伝えてもらった後で、意見交換の時間としたいと思いますので、よろしくお願いします。本日会議の時間の都合もございまして、意見交換も併せて14時55分ぐらいを終わりに目安に進めていくと思います。よろしくお願いいたします。

まず議題3の報告事項について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題3「豊川市障害福祉課より報告」について、報告をさせていただきます。

資料につきましては、事前にお配りしましたホチキス留め資料の「資料1」から「資料3」等を用いて、説明させていただきます。複数ございますが、説明する項目ごとに資料をお示ししますので、適宜ご覧になってください。

それでは、まず「(1) 豊川市障害福祉支援計画・障害児福祉支援計画について」説明させていただきます。資料は始めに、本日当日資料として配布をさせていただきました、黄緑色の「第7期 豊川市障害福祉支援計画・第3期 豊川市障害児福祉支援計画」の冊子と、カラー刷りの「概要版資料」をご覧ください。

両支援計画は、成果目標や今後の障害福祉サービス等の必要な見込量を表すものとして、障害者福祉計画に基づき3年ごとに更新しております。直近ですと、昨年度、令和5年度が更新のタイミングであり、令和6年度以降の成果目標等を定めた「第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画」を策定しております。今回お配りしました資料が本計画の本編及び概要版でございます。内容の説明については、時間の都合上割愛をさせていただきますが、本日は、まずは、どのような計画であるか一度手に取っていただき、イメージをつかんでいただけたら有難いです。

この両計画については、国の基本指針において、計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があるとされており、本市ではこの障害者地域自立支援協議会において、実施していくこととしております。つきましては、委員の皆様におかれましては、内容が多岐に渡り、冊子の厚みもありますが、お手すきの際にご一読いただけますと幸いです。

続いて、事前にお配りしております「資料1」をご覧ください。ホチキス留めの資料となります。こちらは中ほどに「PDCAサイクルによる点検・評価」と記載がございますとおり、両計画の点検、評価のために障害福祉課において作成した資料となります。今後、本協議会においても、この資料を使用していきたいと考えております。両計画に定める項目については、全部で7つであり、それぞれの項目について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認め時には、計画を変更したり、その他の必要な措置を講じることで、改めて実施し、改めて調査、評価するといった、PDCAサイクルと呼ばれる国の基本指針に定められた方法を採用しております。

両計画において定めた目標、目標値をもとに、現在空欄になっている部分の実施・評

価・改善を行うことで、本計画の推進を図って参ります。（１）についての報告は以上です。

続いて、「（２）豊川市の計画相談実績について」説明させていただきます。「資料２」をご覧ください。

本市において、福祉サービスを利用される方は、相談支援専門員による計画相談に入っただくことを原則としていますが、ご自身や家族が自らプランを作成することをご希望された場合には、計画相談ではなく「セルフプラン」でも受け付けをしています。

なお、福祉サービスには大きく分けて、「障害者総合支援法」に基づく介護や日中活動などのサービスと、「児童福祉法」に基づく療育を必要とする児童のためのサービスがあります。

資料の左側①障害福祉サービス等受給者数の一番下の行をご覧ください。令和６年３月末時点での、障害者総合支援法のサービスの受給者数は１，６２６人でした。このうちセルフプランの方は１３人で全体の０．８％でした。平成２９年から３０年にかけて、指定相談支援事業所への働きかけなどセルフプラン減少のための取り組みを行い、現在は概ね完了してします。

続いて、④障害児通所支援受給者数は８６３人でした。このうちセルフプランの方は３９９人で、全体の４６．２％を占めています。

福祉サービスの受給者は、年々増加していますが、セルフプラン率は減少しています。

今年度受給者数が増えた要因としましては、令和４年度に市内の相談支援事業所が１事業所、令和５年度に２事業所増加しており、相談支援専門員が介入して対応した受給者が増えたこと、また介護保険のサービスとの併用による障害福祉サービスの受給者数が増えたことが考えられます。本市では、相談支援専門員を増やすための取り組みとして、令和２年度より資格の取得に必要な「相談支援従事者初任者研修」の受講費用を助成する制度を設けております。今後も制度の周知を行い、相談支援事業への参入を呼び掛けてまいります。（２）についての報告は以上です。

最後に、「（３）豊川市の虐待通報件数及び虐待認定件数について」説明させていただきます。資料３をご覧ください。

障害福祉課では、障害者虐待防止センターとして、障害者虐待に関する通報、相談などを受け付けています。障害者相談支援センター、基幹センターさんの協力を得ながら、事実確認などの調査や、虐待の認定の判断、事業所への指導などを行っています。通報件数等は資料のとおりです。近年ですが、グラフの通り、相談・通報件数が増加傾向にあります。明確に虐待であるとは判断できなくとも、その疑いがあるとしてご連絡いただくことが増えています。このことから「虐待の可能性を少しでも感じたら障害福祉課に通報・相談する」という認識の定着が進みつつあるのではないかと思います。不安の芽が小さなうちから介入し、よりよい支援につなげていけるよう、今後も虐待防止の普及・啓発に努めてまいります。説明は以上です。

（事務局）

続きまして、（４）と（５）の説明をご報告いたします。

資料としては、当日資料の１と資料２。こちらのカラーで、緑を基調とした「第４次豊川市障害者福祉基本計画」こちらからご説明をさせていただきます。

令和３年３月に策定されました障害者福祉基本計画について、各課の進捗状況を確認いたしましたので、簡単ではありますがご報告させていただきます。

お手元にあります、当日資料１「第４次障害者福祉基本計画に基づく実施事業」をご覧ください。表の一番左側に分野別の方針として、１から９までの分野がありますが、こちらを施策別に分類し、事業の成果や課題、今後の見通しなどを調査シートに記入するよ

う、各課に依頼をし、報告を受けています。各分野の施策内容の詳細につきましては、次のページにあります概要版。次のページのこちらですね。こちらの概要版の3ページから7ページに記載されておりますので、こちらを確認していただければと思います。

次に、実施事業の内容ですが、全事業内容を掲載するのが本来かと思いますが、資料が膨大となりますので、重立った内容を抜粋して記載させていただいております。

事業の進捗状況については、令和4年度は、一部コロナウイルス感染症の影響により実施そのものが困難だった事業がありましたが、令和5年度は、概ね計画通り順調に実施されている事業がほとんどです。今後の方向性につきましては、抜粋させていただきました事業以外にも継続実施という回答がほとんどではありましたが、重点的に実施するまではいかないものの、継続実施を図りながら、課題解決や、さらなる向上に取り組むとの回答が多くありました。

なお、分野別方針7になりますが、重点化と記載させられている事業につきまして、説明をさせていただきます。詳細につきましては、お手元、当日資料2、個別避難計画と書かれた資料をご覧ください。

まず概要ですが、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、優先度の高い方について、令和7年度までに個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務となりました。これに伴い、本市では、令和4年度に、音羽中学校区、御津南部小学校区、桜木小学校分区分モデル地区として、個別避難計画を作成いたしました。令和5年度は西部中学校区、小坂井中学校区、東部小学校区、御津北部小学校区で、59名の方の個別避難計画を作成しました。また、その中で5名の方の避難訓練を実施することができました。

今年度につきましては、現在のスケジュールでは、個別避難計画の作成について、同意を郵送で行い、回答をいただくとともに、確認が取れない方に対し確認を取っているところです。また個別避難計画の地区向けの説明会は、6月中に4回実施いたしましたので、今後は計画作成を進めて参ります。

なお、計画作成にあたりましては、福祉専門職の方と協力をしながら進めていきますが、防災検討会議とも連携し、少しでも福祉専門職の方の負担を軽くできるように努めて参ります。

報告は以上となりますが、分野8にもあります通り、どのような事業を実施するにあたりまして、各課、関係機関の障害のある方への意識と必要な配慮について考えていくことが重要となります。令和5年度は、民間企業から福祉啓発講座の申し込みがあり、障害者差別解消法についても説明を行ってきましたが、今後も継続して、研修や講演会等を通じて啓発を行います。(4)、(5)の説明は以上となります。

(副会長)

はい。それでは引き続きですね、議題の4の報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

就労部会の方から、報告をさせていただきたいと思います。資料の13ページをご覧ください。

就労部会につきましては、目的として「就労支援のための仕組みづくり」いうことで進めさせていただきます。今年度中心的にやることにつきまして(2)のですね、「イ地域課題の検討」の①から⑤までのところを中心に活動していきたいと思っております。その中で、①は、前提としまして、今、企業の雇用率が令和8年度には2.7%、令和10年には8%になるだろうというようなことが言われておりまして。雇用率が急速にアップしております。これは全国的な数字なのですが、ここ数年、障害者の採用の数がアップしているが2万人以上だそうです。今年期あたりですね。その数値でいくと、令和8年度で換算していくと、これまでに8万人の障害者が企業雇用されないといけない状況になると思

います。そんな企業さんの状況の中ですね、障害者雇用について、企業がどんなことを求めているか、または、どんなことを必要としているか、支援機関に何ができるか。そういったことを改めてアンケート調査という形でやらせていただいて、課題を抽出していきたいと考えております。

それから、同じように、企業さんに雇用していただくために、支援機関があるわけですが。全国に就労移行A・B型の利用者が50万人いるそうなのですが、その中の方々がもっと就職できないかというような声もありまして。それにつきまして、では支援機関がどのように現状やっていて、どうしていったらいいのか。というのをアンケート調査によって抽出させていただいて、対策を取っていくというようなことを進めていきたいと思っております。

それから、②障害者雇用促進と連携につきましては、ずっと続けております企業座談会ということで、年2回開催させていただきまして、今13社の企業さんが参加いただいております。障害者雇用で取り組んでいること、困っていることの情報共有をしたり、支援機関との連携。見える化を図っていこうと思っております。それから昨年度も実施しました雇用促進セミナーにつきまして、昨年アンケートで、またやって欲しいということだったので、こちらはハローワークさんとの状況によって進めてまいりましたが、本年度も進めてまいりたいと思います。それから、相談員のスキルアップ。これも自発的活動支援事業ということで、ピアグループトークというものを進めて参りましたが、その3年計画の3年が終了しましたが、引き続き、就労部会の方でこれも取り進めて行きたいと思っております。ピアの方々が、かなり自主的に動いて進めておりますが、さらにそこを進めて、就職した方の余暇活動などの支援にも結び付けたいと思います。

それから、これもずっと続けておりましたが、教育機関さんとの連携ということで、支援学校さんとの取り組みの継続的な実施を行ってまいりたいと思います。

以上、就労部会での今年度の活動について報告させていただきました。

(事務局)

続きまして、こども部会の活動計画を報告させていただきます。資料5をご覧ください。

こども部会は、今年度は、「医療、保健、福祉、教育等、こどもを取り巻く各関係機関の顔の見える関係づくり」を目的として活動していきます。

「2 令和6年度の取り組み」の(1)としては、こどもを取り巻く各関係機関のつながる仕組みづくりとし、各関係機関が繋がるためにどのようなツールを使っているのか知り、協働方法を検討していきます。児童に関わる事業者のツールを持ち寄り、相談支援専門員と合同での研修会も企画していく予定です。

「(2) 教育関係機関等の連携と福祉サービスの理解の促進」としては、顔の見える関係構築を図り、情報共有しやすい関係を築くこと。福祉サービスや相談支援専門員への理解を推し進めていきます。具体的な予定としては、年間スケジュールの中の7月25日に予定しています「教職員向け夏季研修会」に参加していく予定です。今回の研修では、特に放課後デイサービスについての理解を深めていただく取り組みとして、放課後デイサービス事業所説明会を開催することとしています。当日は、放課後デイサービスの事業説明の講座を行った後に、市内の放課後デイサービスさんにも参加させていただいて、説明ブースを構えていただく予定です。各事業所が構えた説明ブースを教職員の方たちに回っていただいて、放課後デイサービスを知っていただく機会として考えております。

「(3) 就園・就学への移行支援の加算施策化に向けた検討」ですが、これまで市内の保育士や児童発達支援事業所にアンケートを実施し、就園移行支援の必要性について意見をいただきました。引き継ぎのためのシートも作成してきました。そのような中、今年度からの報酬改定で、保育教育等移行支援加算が施行されたため、その利用状況や内容をよく確認し、移行支援について、豊川独自の加算を検討していきたいと思っています。

こども部会からの報告は以上となります。

(事務局)

続きまして、地域生活部会の活動計画につきまして、報告をさせていただきます。資料6をご覧ください。

地域生活部会の目的は、ここに記載の通り3つございます。「2、令和6年度の取り組み」で説明をいたします。

「(1) 事業所連絡会代表会の設立および初任者研修の継続」。市内の障害福祉サービス事業所に6つの連絡会がございます。児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、グループホーム管理事業所、日中活動事業所、ヘルパー事業所です。地域の課題を吸い上げるために、各連絡会から代表者に参集していただき、地域課題と思われるものを抽出し、協議会として検討できる形を作っていきたいと思っています。また、各連絡会からの活動内容の協議も行っていきます。そして、令和2年度から開催しております福祉従事者初任者研修を継続して開催するために、各連絡会から初任者研修の企画運営の参加を募っております。

「(2) 体験の場の検討」。地域生活支援拠点の5つの機能から、体験の場にスポットを当て、令和7年度から有期限3年のプロジェクトとして、活動するための準備期間とします。障害者支援施設や精神科病院に入所、入院されている方が、地域に移行するための宿泊体験をはじめ、親元からの自立を目指している方や、グループホームに入居されている方で、今後ひとり暮らしを希望する方などが、地域での生活を体験できる場を整えていきます。この件につきましては、行政とも連携していきながら、体験の場を通して、地域との繋がりを強固なものにしていきたいと考えております。

「(3) 事業所連絡会への関わり」。先ほど(1)の方の説明をしましたが、代表会の立ち上げにもこちら関連するため、日中活動事業所とヘルパー事業所の連絡会の定期的な開催を目指して、関わりを続けていきます。

「3、年間スケジュール」につきましては、記載の通りとなります。

地域生活部会の活動計画は、以上となります。

(事務局)

はい。続きまして、19ページの資料7を使いまして、医療的ケア部会の報告を、ご説明させていただきたいと思っております。

この医療的ケア部会は、人工呼吸器、経管栄養、喀痰吸引等、いわゆる医療的ケアが必要な方の支援体制の整備をしていくということを目的に開催しております。今年度の取り組みは、大きく6つ検討しております。まず1つ目ですが、医療的ケアに関する周知・啓発、人材育成のための研修の開催ということで、やはりまだまだ医療的ケアに関わっていただける支援者の方が少ないという現状で、支援の仲間を増やしていくことを目的にしています。昨年度も、豊川市民病院の協力を得て実施しました。本年度も入門研修ということで、今まで医療的ケアに関わったことない支援者の方にも、どんなものかということをおわかっていただけるような体験型の研修会というのを検討していきたいと考えております。2つ目、就園・就学等のライフステージの移行に関しての体制の強化ということで、先ほど運営委員会委員長の方からもご説明がありましたが、豊川の方でも医療的ケア児の就園・就学に向けた取り組みというのもしていただいております。それをさらに強化したいということと、特にライフステージの移行期について。例えば、医療的ケアが必要な方が、保育園に入りたい。それから小学校に入りたいということで、今、国の方針として、そういう方々についても考えていくというようなことになっておりますが、現実的に簡単に、やはり準備が必要な状況もございます。そういうところで、支援のロードマップといいますか、いつごろの時期にどのような相談を受けて、どのように支援をしていくというような、ちょっと目に見えるような形で、分かりやすいものが提示できないかという

ことで、今年度、それに取り組んでいきたいと考えております。その他、今年度、保育園の園長会の方でもすでに医療的ケア児支援法の説明をさせていただくというような、そのような機会を作っていただけるというが、この部会の方でお話がありました。3つ目ですが、オンライン保護者交流会の実施ということで、孤立しがちな医療的ケア児の保護者に対して、長期休暇のときに、Zoomを用いた交流会、情報交換の場を作っていきたいと考えております。4つ目、日常生活用具に関する課題の検討は、昨年度に引き続き、近隣市と比較しながら、豊川の中でも実情に合わせた課題というのを検討していきたいと思っております。5つ目の防災時の対応で、個別避難計画の作成についても話が出てきましたが、医療的ケアが必要な方は、より細かな準備が必要だと思われます。そうしたことも含めて、電源の確保、避難場所に関する検討もしていきたいと思っております。

最後に、医療的ケア児者の問題は、豊川市だけではなかなか解決できない課題もあるかと思えます。圏域、それから県レベルで、医療的ケア児支援センターやアドバイザーと連携しながら、取り組んでいきたいと考えております。

医療的ケア部会の報告は以上です。

(事務局)

続きまして、テーマ別会議。資料8-1から資料8-4までにつきまして、説明させていただきます。まず資料8-1をご覧ください。

テーマ別会議ですが、テーマ別会議につきましては、先ほどの報告でありましたように専門部会。その中でさらに特化したテーマについて協議する場として位置付けております。2番目にありますように、今年度は、4つのテーマ別会議に取り組んでいきます。それぞれの活動計画につきましては、8-2から資料に沿って説明させていただきますので、続いて資料8-2をご覧ください。

地域移行ネットワーク会議ですが、今年度の取り組みとして、(1)地域移行ネットワーク会議についてですが、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場と位置付けて、全3回開催予定です。(2)各課題への取り組みについてですが、ワーキンググループや他機関との協働により課題解決に向けて具体的に取り組みを実施していく予定です。

続きまして資料8-3防災検討会議をご覧ください。今年度の取り組みとしましては、1つ目として、市内で取り組まれている防災対策等々との連携というところで、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会と合同で防災訓練を企画しております。東海地震の発生を想定し、各事業所での想定訓練や、電子@連絡帳での状況報告を、情報共有訓練等を行っていきます。2つ目としまして、個別避難計画の課題や活動についての検討を行う予定です。3つ目、研修の開催としまして、災害発生後の支援者の役割について学ぶ研修会を開催していく予定であります。

続いて8-4をご覧ください。合同事業説明会についてですが、今年度の取り組みとして、1点目がサイトの掲載、2点目が合同事業所説明会の集合開催についてです。3番の取り組み状況を見ていただきたいのですが、集合開催については、今年度令和6年5月19日に開催しております。市内29事業所が参加して、約350名の来場者があり反響の大きいものだったと思われます。

資料8-4までは以上です。

(事務局)

テーマ別会議最後の報告になります。

続きまして、「地域生活支援拠点検討委員会」について、障害福祉課より報告させていただきます。お手元の資料は25ページ資料8-5をご覧ください。

地域生活支援拠点とは、障害のある方の重度化や高齢化、そして、介護していた親が亡くなられた後の事を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や支援体制の事で、厚生

労働省が各自治体に対し整備を求めている、本市においては令和2年度末に整備を完了しております。また、地域生活支援拠点、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を持続的に構築していくものとして、整備完了後は、機能の充実を図るため、年1回以上検討、検証する事とされており、本市では年2回検討、検証の場を設けております。

昨年度は、当委員会で作成しました豊川版の評価表を用いた評価を初めて実施しました。検討、検証の結果、今年度の主な活動としましては、お手元の資料令和6年度の取り組みにありますように、本市における地域生活支援拠点の役割を分かりやすくすること、相談機能の充実、体験の場の確保に取り組むことで、更なる機能の向上を目指してまいります。

地域生活支援拠点検討委員会についての報告は以上です。

(副会長)

これで議題の3と4の報告事項で報告いただいたということになります。いまの説明にありましたように、この地域のさまざまな課題に対しまして、いろいろな対策や取り組みを講じているところでございました。

いまの議題3と4に通じまして、全体を通じてのことでも結構ですので、委員のみなさまからご意見、ご感想、ご質問があればいつて頂きたいと思いますので、該当の方は挙手をしていただきたいと思います。どなたかございませんか。

(委員：豊川公共職業安定所)

はい。

(副会長)

はい、豊川公共職業安定所様。

(委員：豊川公共職業安定所)

豊川公共職業安定所と申します。私の方からお伝えしたことが1点ありまして。

私共は、職業安定所ハローワークとしましては、令和6年度重点施策の1つとして、障害者の雇用対策を掲げています。具体的には2つ取り組みがございます。まず1点目は、皆様方想像がつくかと思うのですが、ハローワークの紹介による障害者の就職件数を一定数以上とする。一定数というのは目標があるのですが、そういった取り組みが一つ。もう一つは、障害者の雇用率に未達成企業に対しまして、事業所訪問などによる能動的な指導、ないしは支援の両輪によって未達成企業の廃止を図る。この2つの取り組みを、令和6年度の重点施策として取り組んでいくこととしております。

これらを通じまして、先ほど就労部会の方からもありましたが、障害者の雇用率。今年度にいけば、民間企業で2.5%ということで、なんとか達成をしたいということで考えております。その中で、雇用率の未達成企業の廃止にわたりましては、どうしても私共安定所のみではなかなか上手くいかないと思っています。そういったことから、豊川市が設置しております地域生活推進センターですか。そういった支援機関と連携をした取り組みが非常に重要かと思っていますので、ハローワークのそういった取り組みをご理解いただきまして、連携等ご協力いただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

(副会長)

はい、ありがとうございます。そのほかにどなたか挙手はありませんか。

はい。

(委員：地域アドバイザー)

はい、地域アドバイザーです。資料17ページの資料6の「地域生活部会」の中の初任者研修のことについてお話をさせてください。

私は、県で地域アドバイザーと共に愛知県の自立支援協議会の人材育成プロジェクト部会にも参加しています。その中で、いま、愛知県もともと障害福祉サービス従事者の人材育成プロジェクトというのを3年前から実施している。今年今、改定しているのですが。その中で、今まで職員の人材育成というは、愛知県は、県の社会福祉協議会。県が中心でやっていたのですが、やはり事業所が増えてきた中で、県ではまかないきれないので、やはり各市の方にも中止になって、各事業所に育成をして欲しいというプランがあつて。ただ、それはまだまだ浸透はしていなのですが、そういった意味で言うと、豊川市さんなどは、初任者研修というのを自立支援協議会。市の方も協力してやっているというのは、県の人材育成プロジェクトにつながってくることになりますし、今後も市の方が中心となって事業所の育成。特に株式会社恵さん。グループホームで不正受給、虐待対応などもありまして、事業所の育成、スキルアップというのは、たぶん市の方に強く求められてくると思いますので、そのあたりはぜひ初任者研修だけではなくて、必要な研修というのは、市も協力していただいて、協議会を含めて充実させていただくと嬉しいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(副会長)

ありがとうございます。そのほか。

(委員：豊川公共職業安定所)

ちょっと質問なのですが。

(副会長)

はい、どうぞ。

(委員：豊川公共職業安定所)

はい、本日の資料3のことで少しご質問したいのですが。

虐待の通報件数および虐待の認定件数の推移というご説明があつたのですが。この中で、使用者による障害者虐待についても入っているのかどうか。その使用者というのは、通常、雇用されている事業主、労働者のその使用につながる使用者なのか。そのあたりを教えてくださいよろしいでしょうか。

(副会長)

では、事務局さん、お願いします。

(事務局)

はい、説明させていただきます。資料3をご覧くださいますと、表がいくつかございますが。右下「令和5年度 通報状況」というところで、虐待の種類という表がございます。その中に「養護者」「施設職員」「使用者」「法以外」と分けさせていただいておりまして、豊川市においても、使用者虐待による通報等は、来た時点で受付をさせていただいておりますので、ここにあります、進捗状況のとおりでございます。

(委員：豊川公共職業安定所)

ちょっと私の記憶違いだったら、申し訳なのですが、確か使用者虐待ですと、愛知県の方に報告をしていただくということになっていたかと。そういった流れでよろしいでしょうか。それが確か労働行政の我々の方に、場合によっては事案の確認みたいな。そうする

と、令和5年度では使用者虐待が5件あったと。そういったことでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

今通常対応させていただいていますのも、通報件数というところでご覧いただいている中で、その後の対応として市町村で受け付させていただき、そういったところでこの件数とさせていただいておりますので、おっしゃる通りで、県に報告させていただいて、その後何か月か虐待で受付して対応をしています。

(委員：豊川公共職業安定所)

そういうことなのですね。

(事務局)

そういったところでご理解いただけたらと思います。

(委員：豊川公共職業安定所)

はい、ありがとうございます。そうすると、このくらい私共の方で実際に確認しないでいけない案件が出てきていたという理解ですね。私はこの4月に赴任したものですから、確認したかったもので。はい、ありがとうございます。

(副会長)

はい、ありがとうございます。他にありませんか。

今日はこの議題の3、4は、報告事項が内容ですので、ご質問がないとこれで終わりとになってしまいますが。

(委員：地域アドバイザー)

すみません、ではこの青の「第7期の豊川市障害福祉支援計画」について少しお話させていただきます。

64ページの居宅介護のヘルパーのところですね。これも数値目標を見ると、第7期のところで、6年度は345人、7年度は360人と右肩あがりになっているのですが。実感としては、本当に増えるかなと思っていて。というのも、豊橋でも、私相談支援専門員として現場で利用者の相談に乗っている中で、ヘルパーを見つけることがかなり困難なのです。特に土曜、日曜のヘルパー。つい最近も、日曜日に身体障害の方の入浴介助をしている事業所が撤退するので、日曜日の入浴支援ができませんと言うケースで。私は豊橋中のヘルパー事業所に問い合わせをしたのですが、ゼロなのです。どこも対応できない。たぶん豊川市にも似たような状況があるのかなと思うと。確かに数字的にはこのままなのですが、この3年間でヘルパー不足が深刻になっていくと、その中身ですね。土日や夜間まで本当に対応できるのかというところを、どこかで、市なり基幹なりこの協議会で情報を集約して、対応を検討する時期が来る気がしています。もちろん報酬単価のところ。今年度、令和6年度の報酬改定でヘルパーは実質上がらなかった。上がらなかった中、物価高を加味すると、減額の報酬になったということところが、事業所が非常にダメージを受けている現状がある中で、構造的なものがあるので、なかなか難しいところがありますが、いろいろな市町村によっては、このままではだめなので、国にそういった要望をするみたいな動きをしているところもありますので。なんらかの動きをしないといけないと、障害のある方の一人暮らし、そもそも計画の中にあります地域移行関係では、病院から出たいという希望があった時に、でもヘルパーがいらない。ごめんね、土日はご飯頑張っ。土日はトイレ介助できない。お風呂は我慢してね。みたいな生活になってしまいますので。もしかするとこの3年間そういった事例が出てきたら、中身を切磋して変更していただく時が来る

かとも思いますので、そのあたりをどうぞよろしくお願いします。以上です。

(副会長)

事務局。答えづらいかもしれませんが、今のご意見に関して何かあれば。

(事務局)

地域アドバイザー様のおっしゃられているところが、課題の認識としてですが。

ヘルパーにつきましては、報酬改定はありましたけれども、単価が上がったという感じではありませんでした。ただこのような中で、豊川市内で実際ヘルパーを利用したいという要望が、これから増え続けるものと言うふうに見込んでおりますので、このような計画になっている訳ですけれども。

まずヘルパーの数につきましては、まず事業所の中で専門性や、あとは企業、企業によっての処遇というものがありますが、まずそこでヘルパー事業所さんが孤立しないように、いまは地域生活部会がメインとなっていますが、「ヘルパー事業所連絡会」といものを組織しております、そこでヘルパーの事業所さんで情報共有ができています。あとは意見を伺ったりできるというところを設けていることと、あと社協さんにもヘルパーステーションがございますが、人員の方など、そこら辺でいまの現状を踏まえて広く考えていただきたいところでお願いをしています。そのような形で市内のヘルパーの部分に対して対応しているところでございます。以上です。

(副会長)

はい、ありがとうございます。

64ページ下の確保策の記載にもつながる箇所だったと思います。

ほかの委員さんで特にありませんか。なければだいぶ時間が早いのですが、これで議題の方はすべて確認したということになりますので、これで進行を会長の方に移したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

続きまして、議題「5、その他」について何かありますか。

はい、お願いします。

(事務局)

障害福祉課から、「5、その他 合理的配慮に関する補助制度」について、ご説明をさせていただきます。

資料につきまして、当日資料の3になるのですが。当日資料1、2、3は、左肩閉じでくっついておりますので、その中で、当日資料3「障害がある人がもっと暮らしやすい街をめざして。豊川市は、令和6年4月1日から事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用助成を開始します。」というチラシ。こちらをご覧くださいと思います。

令和6年4月から今まで努力義務であった一般事業者の合理的配慮の提供が義務化され、豊川市では、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用助成を開始いたしました。助成内容や助成額は、チラシの通り店舗等の改修費用が上限20万円、物品購入費用が上限10万円、コミュニケーションツール作成費用が上限5万円です。

6月末の時点で、店舗の改修について、3件の申請を受けております。この事業を利用していただき、障害がある方もそうでない方も利用しやすい店舗等が増え、その結果暮らしやすい街づくりの整備につながればと考えています。

委員の皆様におかれましても、この制度が広がるために、何か良い方法等情報提供がい

ただけるとありがたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。他にどなたかございますか。

他にないようでしたら、これにて、本日予定されていた議題がすべて終了しました。

引き続き事務局から事務連絡をお願いします。ありがとうございました。

(事務局)

それでは事務局から連絡させていただきます。

次回の会議につきましては、来年の3月26日13時30分からを予定しております。

また、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

長時間にわたりご参加いただき、ありがとうございました。

本日の会議については、これで終了させていただきます。本日はお忙しいところご参集賜り、誠にありがとうございました。